

2012 年度青少年ユネスコ活動助成（旧：地域ユネスコ活動助成） 募集要項

【趣旨】

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟は、ユネスコ精神を伝える地域ユネスコ協会の活動こそが、平和のために一隅を照らすユネスコ運動の使命であるとの原点に立ち、2010 年度より『地域ユネスコ活動助成』制度をつくり、各地ユネスコ協会の活動を支援してまいりました。

2012 年度からは、民間ユネスコ運動の課題である会員の高齢化や若い世代の運動への参画を解決する一助となるべく、ユネスコ精神を次世代へ引き継ぐ活動を支援する「青少年ユネスコ活動助成」制度とし、各地ユネスコ協会の活動を支援してまいります。

助成の為の資金は、これまでの『地域ユネスコ活動助成』制度と同様「グローバル 21 基金」を活用し、運動方針「つなげよう 平和の心」に沿って、世代を超えた平和の心を広げる地域活動が数多く拡がることをめざします。

尚、本助成金の制度は 2014 年度までとし、以降の実施につきましては今後検討してまいります。

1. 助成の対象：

ユネスコ協会、ユネスコ協会青年部、都道府県ユネスコ連絡協議会の主催で実施され、その活動が不特定多数の一般市民への利益をもたらす事業への助成を行います。

申請と異なる内容の事業に本助成金を充当することはできません。申請外の事業に使用された場合、ご返金いただきますことをご了承下さい。

2. 助成の対象分野と助成額

青少年を対象とした下記の事業

1. 「わたしの町のたからもの」絵画展事業

1 協会あたり 3 万円を上限とします。

2. ユネスコ協会に所属する青年が主体となっていく、社会的課題の解決に資する事業

1 協会あたり 5 万円を上限とします。（新規事業を優先的に助成いたします。）

3. ユネスコスクールや学校内ユネスコ活動と地域ユネスコ協会の連携強化に資する事業

（例：地域ユ協主催によるユネスコスクールを対象とした活動発表会等）

1 協会あたり 5 万円を上限とします。

3. 申請事業数：

1 協会で複数の対象分野に申請することが可能です。

4. 助成対象となる事業期間：

2012年6月1日(土) ~ 2013年3月31日(日)

締め切り後は受付できません。

5. 助成事業の選定方法：

審査会を開催し、2012年度対象事業を選定します。

6. 助成決定までの日程：

◆ **募集締切**： 2012年5月7日(月) 申請書(郵送)必着

◆ **審査会**： 2012年5月18日(金) <予定>

◆ **結果通知**： 2012年6月1日(金) <予定>

◆ **事業報告**： 事業終了後1ヶ月以内

事業終了後、所定の報告書をご提出下さい。

7. 助成の表示：

事業のチラシ・ポスターなどには、当該助成金による活動である旨を必ず表示してください。

【表示例】

本事業は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の青少年ユネスコ活動助成を受けて行う(行った)ものです。

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟「青少年ユネスコ活動助成事業」

8. 事業の報告：

事業終了後、所定の報告書・収支決算書(領収書添付必須)を1ヶ月以内に提出してください。報告書には事業の様子を撮影したビデオ・写真、報道資料などがあれば添付してください。また、参加者の声などもございましたら、お聞かせください。

応募先・申請に関するお問い合わせ

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12階

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 組織部 「青少年ユネスコ活動助成」

TEL03-5424-1121 FAX03-5424-1126 E-mail takeuchi@unesco.or.jp

<申請いただく際の留意点>

A. 助成の対象とならない事業

次のような事業は、助成の対象とはなりません。

会員のみを対象とする事業。

助成の対象分野にあたらぬ事業

ユネスコ精神、また、本事業の目的に沿っていない事業。

複数のユネスコ協会が同一事業を申請する事業。

他団体への資金助成を目的とする事業。

申請時に既に終了、或いは実施中の事業。

日ユ協連のほかの助成事業と重複する申請事業（ブロック研究会など）。

**2011 年度日ユ協連への会費未納団体及び 2011 年度「地域ユネスコ活動助成」報告書
未提出の団体は申請資格がございません。ご注意下さい。**

B. 審査基準について

事業内容と本事業趣旨との整合性。

事業の優先性

事業の目的・方法・日程等の具体性。

期待される効果の度合い。

収支予算と申請金額の妥当性。

事業の自立性（自己資金の調達努力など）。



審査会では、以上の審査基準を元に、助成の有無や助成金額を決定させていただきます。審査の途中、必要に応じて、不明な点をご照会させていただくことがありますので、その際はご協力下さい。

C. 申請書の作成とご提出について

1. 詳細が不明の場合や記入に不備がある場合は、再提出をお願いすることがございます。なお、審査会の1週間前になっても詳細が不明な場合は、審査対象から外させていただきます。
2. 必ずユネスコ協会代表者(ユネスコ協会)の押印をしてください。
3. 事業担当者氏名欄には、申請事業の詳細を把握している方のご氏名を記入下さい。
4. 複数事業を申請されたいユネスコ協会は、事前に事務局までご相談ください。
5. 申請書原本は締め切りまでに郵送で必着(FAXは不可)です。ご注意下さい。
6. 申請書の電子データをご希望のユネスコ協会は、組織部・竹内(takeuchi@unesco.or.jp)までご連絡ください。また電子データによる申請書も、印鑑を押してご郵送ください。

